

「全国手話検定試験」の実施にあたって

1. 「全国手話検定試験」の目的と意義

平成10年度厚生労働省は、それまでの手話奉仕員養成・派遣制度から手話通訳者養成・派遣制度と手話奉仕員養成・派遣制度に明確に区別をしました。それは、手話で聴覚障害者と会話ができることと、手話通訳ができることは別の能力が必要であることからです。

手話奉仕員は手話奉仕員養成カリキュラムにも示されているとおりあくまで手話を用いて聴覚障害者と話しができるレベルを到達点としています。手話で聴覚障害者と話しができることと、手話通訳ができることはまったく別の能力が必要であることから、これまでの手話奉仕員を目指すなどの手話学習、講習会とは別に手話通訳者養成カリキュラムが策定された経過があります。

また、カリキュラムは手話奉仕員を手話を活用したボランティア活動者として、その役割をそれまでの手話通訳から明確に区別しています。それは手話奉仕員養成講座を通じ手話のできる国民が多くなることにより、聴覚障害者が地域で手話をコミュニケーション手段とした生活ができる、社会的コミュニケーションの保障、情報バリアフリーの社会実現を目指したものです。

情報バリアフリー社会の実現は、ノーマライゼーションの理念の具現化であり、手話奉仕員の養成は市町村を中心とする行政の責任で実施することが適当です。ただ手話奉仕員の活動については、聴覚障害者のパートナーとして聴覚障害者の社会参加のあらゆる場面において展開されるとともに、手話奉仕員の自己実現をめざす活動として取り組まれるべきでしょう。

全国の手話奉仕員の手話によるコミュニケーション能力を見てみると、自己紹介程度から日常会話に不自由をしない程度まで、そのレベルはかなり幅が広く、その活動は自らのコミュニケーション能力や経験度合いに応じて様々な活動に参加しているのが現状です。市町村社会福祉協議会などの地域のボランティアコーディネーターやボランティア依頼機関においては、手話奉仕員それぞれの能力が把握困難なので、分かりやすい制度の創設を望む声も強いです。

また、奉仕員や手話ボランティア活動、手話学習を行っている小中学生や高校生等からは手話通訳者資格は必要としないが自分のコミュニケーション能力の到達度を知りたいとの要望も強くあります。平成18年度より全国手話研修センターで実施する「全国手話検定試験」は、これらの要請にこたえたものです。手話を学ぶ人達を対象としたコミュニケーション能力を一定のレベルで認定する制度の創設は手話学習者の自己実現の目標として意義があるとともに、地域の情報バリアフリーの担い手を増やすことにつながり、これらの人々の学習意欲の増進は結果的に手話通訳者の増加に繋がるものです。

手話を言語とし、コミュニケーション手段とするろう者の「完全参加と平等」のためには、手話が広く国民に普及し、多くの人たちが自由にろう者とコミュニケーションができるようになることが重要です。

そのため、手話通訳者の活動に重ねて、国民のひとり1人が、自らが手話でろう者とコミュニケーションできることを目標に「手話学習者の到達レベルを評価」することを目的としました。

2. 定着した手話通訳者試験

手話通訳士試験が1989(平成元)年に実施されてから、手話通訳士試験も定着しました。

また、2001(平成13)年に手話通訳者の全国統一登録試験も実施され、その全国的普及も間近となって手話通訳者に関わる資格試験制度は一応整備された状況になりました。

しかし、現在の手話学習者の到達レベル評価は、手話通訳者養成課程修了後の登録制度または手話通訳士試験しかなく、手話学習過程における到達レベル評価制度はありません。

「全国手話検定試験」は手話学習過程に学習到達レベル評価制度を導入することになり、手話学習者の学習目標を明確にして自信のもてる学習への励みとなるでしょう。

3. 手話通訳制度との関連

この「全国手話検定試験」は手話通訳者養成との関連性を持たせています。例えば、2級、準1級、1級資格を取得した手話学習者が、手話通訳者となることを希望すれば、手話通訳者に必要な知識、技術を修得することによって手話通訳者登録試験に合格できるようにプログラムが組み立てられていることです。このように「全国手話検定試験」は手話学習者のさらなる目標を設定しています。

4. 他の「手話検定」との関連

他団体において検定が実施されていますが、その内容は手話単語や手話の知識を問うことが主な目標になっています。

私たちの「全国手話検定試験」は、財団法人全日本ろうあ連盟に結集するろう者組織が主体的な役割を果たすことによって、ろう者とのコミュニケーション能力を評価することに重点を置いていることが特徴です。

さらに、手話学習者のニーズに応え、その能力を正しく評価し、さらに手話通訳者への道を開いています。

5. 全国手話研修センターが実施する意義

「全国手話検定試験」は当事者団体である全日本ろうあ連盟、全国手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会によって設立された、全国手話研修センターが実施します。

また、実施にあたっては全日本ろうあ連盟加盟の全都道府県団体の協力を得ることになっていますが、その意義は下記の通りです。

- (1) 全国手話研修センターは手話通訳事業に関わり、手話研修、手話研究、手話通訳者養成、講師養成等の事業を実施しており、視野の広い角度で「全国手話検定試験」を位置付けることができます。
- (2) (1)と関連して手話の国民的普及を目指し、手話学習者を拡大、さらに次の目標として手話通訳者の拡充に繋がられます。
- (3) 全国の全てのろう者、手話通訳者と連携して、ろう者がさらに全ての人々の「完全参加と平等」を実現に繋がられます。